

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月頃にA県B市所在のC（以下「会社」という。）に雇用され、解体工として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社が施工する住宅解体工事現場において、建屋2階のトタン壁を剥がす作業を行っていたところ、板張りの床の一部が腐食していたため、床が抜け落ち、床とともに約3メートル下に墜落し、コンクリートの段差に腰臀部を強打した（以下「本件災害」という。）。

請求人は負傷当日、D整形外科に受診し「仙骨打撲、仙骨骨挫傷、頸部捻挫」と診断され、同年〇月〇日まで通院した。また、同年〇月〇日には、Eクリニックに受診し「単純頭部打撲、外傷性頸部症候群、腰部打撲」と診断され治療を受けていたところ、同クリニックは「尾骨骨折、低脳脊髄圧症候群」を疑い、請求人にF病院、G病院、H病院を紹介し、各医療機関において検査が行われたが、疑われた傷病は認められなかったことから、同クリニックは、「尾てい骨疼痛、項部痛、時々頭痛」を残存症状として、平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）と診断した。

請求人は、その後もEクリニックに通院していたが、残存症状が改善されないことから、同クリニックの紹介により、平成〇年〇月〇日にI病院に受診し「尾

骨骨折、低頭蓋内圧症候群、両感音難聴、耳鳴症」と診断された。

請求人は、I病院で診断された「尾骨骨折、低頭蓋内圧症候群」は本件災害に起因するものであるとして、監督署長に療養補償給付及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件災害に起因するものであるとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの療養補償給付及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付の各請求については、監督署長は本件災害に起因するものであるとして、これらを支給している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の「尾骨骨折、低頭蓋内圧症候群」が業務上の事由によるものであると認められるか否か、及び本件災害による傷病が平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）したと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、I病院で診断された「尾骨骨折、低頭蓋内圧症候群」は本件災害に起因するものであると主張しているため、以下、検討する。

ア 「尾骨骨折」については、本件災害の発生当日に請求人を診察したJ医師

は、要旨、「平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日の仙骨X線では骨折線が確認できず、また、平成〇年〇月〇日と同年〇月〇日の仙骨MR Iにて仙骨にT2強調画像、T2STIRで高信号の領域が存在し、骨折線が明らかではなかったため仙骨骨挫傷と診断した。」と述べている。

また、K医師も、要旨、「X線、MR Iの画像から明らかな尾骨骨折は確認できない。」と述べており、両医師ともに尾骨骨折を認めていない。当審査会としても、CTの3D画像並びにX線及びMR Iの画像を読影したところ、上記J医師の意見内容が確認され、平成〇年〇月〇日と平成〇年〇月〇日のMR Iの画像を比較してみても骨の形状は変わらず、軟部組織において出血も確認できないので、尾骨骨折の存在は確認できなかった。

したがって、請求人が尾骨骨折していたとの主張は認められない。

イ 「低頭蓋内圧症候群」については、L医師は、要旨、「頭部MR I：脳実質に異常所見なし。低脳脊髄圧症候群に特異的とされる硬膜肥厚像等も認められず、画像的には低脳脊髄圧症候群と断定できる所見なし。腰椎穿刺：初圧は15cmH₂Oであり、低脳脊髄圧症候群を示唆する所見ではない。」と述べており、また、M医師も要旨、「低脊髄圧障害については否定的である。」と述べている。他方、N医師も、要旨、「低脊髄圧障害疑い、低脊髄圧障害については、本人の訴えは症状に合致しているが、他覚的に証明できるものはない。」「当時の状況では、低脊髄圧症とするほか診断のしょうがない。もしくは、外傷に伴う頭痛が診断名であろう。」と述べており、請求人が低頭蓋内圧症候群であるとの確定診断には至っていないものと認められる。

以上により、当審査会としても、請求人が低頭蓋内圧症候群であると認めることはできない。

(2) 請求人の本件災害による傷病が平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）したとの判断の妥当性について、以下、検討する。

上記のとおり、請求人に「尾骨骨折、低頭蓋内圧症候群」は認められず、また、K医師は、要旨、「残存症状に対しては積極的な治療法がないことから、この時点で症状固定としたことは妥当である。」と述べていることから、当審査会としても、請求人の本件災害による傷病が平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）したとの判断は妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の「尾骨骨折、低頭蓋内圧症候群」は業務上の

事由によるものであるとは認められず、また、請求人の本件災害による傷病は平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）したものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。